

平成26年度 函館市地域包括支援センター事業計画について(要点抜粋)

1 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

	あさひ	こん	厚生院	西 堀	よろこび	社 協
介護予防サービス計画表作成件数	<p>計画表作成件数: 56件</p> <ul style="list-style-type: none"> 一次アセスメントに基づき本人と一緒に実現可能な目標を設定し、ケアプランを作成し、通所型介護予防事業参加の支援を行う。 終了者に対しては評価を行い、必要に応じて健康づくり教室等、各種事業の紹介を行う。 通所介護予防事業につながらない高齢者に対し、様々な地域活動の参加を勧奨する。 	<p>計画表作成件数: 117件</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次予防事業対象者に対し、介護予防事業利用の個別勧奨を行い、利用決定者については適切な介護予防プランを作成する。 プログラム終了後に評価を行い、利用者の状態が維持できるよう社会資源の活用を勧奨する。 プログラム終了後に活用できる社会資源の把握や開発の試みを行う。 	<p>ケアプラン作成計画: 134件</p> <ul style="list-style-type: none"> はつらつチェックシート配付者の他、必要時、実態把握や非該当者から、二次予防事業対象者の把握を行う。 通所型介護予防事業所等の担当者との連携を図り、情報共有シートの作成を行うほか、フォーマルサービスや地域活動等の勧奨・調整を行う。 プログラム終了者が利用できる社会資源の把握と情報共有を行う。 	<p>ケアプラン作成計画: 184件</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防ケアプランの作成においては、対象者を定期的にモニタリングし、適宜担当者会議を実施する。 事業が継続ができない者へは、医療機関との連携や、要介護認定申請、各種サービス等への支援を行う。 個人の状況や希望により、社会資源の情報提供や、新たな社会資源の開発に努める。 	<p>ケアプラン作成計画: 46件</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次予防事業対象者に対し、体験利用や見学を通じ、利用支援を行うとともに、ケアマネジメントを実施する。 事業終了後の評価を行い、フォーマルサービスや地域活動の利用を勧奨し、今後の生活支援を行う。 事業未利用者に対し、健康づくり教室の利用勧奨や社会資源の情報提供等、フォローアップを行う。 	<p>ケアプラン作成計画: 35件</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次予防事業対象者宅への戸別訪問を行い、通所型もしくは訪問型介護予防の利用を促し、利用希望者へ介護予防ケアマネジメントを行う。 事業の利用を希望しない対象者のフォローアップとして、健康づくり教室の勧奨や、在宅高齢者向け事業についての情報提供、東部保健事務所との情報共有を図る。

(2) 総合相談支援業務

	あさひ	こん	厚生院	西 堀	よろこび	社 協
地域ネットワーク構築	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者見守りネットワーク事業においては、実態把握のほか、地区担当の民生委員や町会関係者等と地域包括ケアを意識した連携を図り、見守り体制を強化する。 個々の町会役員や民生委員との連携のほか、町会や地区組織単位での連携を密にする。 地区住民組織への定期訪問のほか、事業の側面的な支援により、ネットワークの強化を図る。 地域密着型サービス事業所の運営推進会議に参加し、事業所との連携のあり方を検討し、ネットワークを構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 民協定例会へ参加し情報提供を行うことで、民生委員との連携を強化する。 ふれあい会食や町会等行事への協力や参加により、町会や在宅福祉委員との連携を強化する。 研修会の参加の呼び掛けや情報提供により、医療介護従事者との連携を強化する。 ちらしによる所在地や役割の周知や認知症サポーター養成講座の実施により、新規ネットワークの構築を図る。 各機関へ地域ケア会議の参加を呼び掛けることで、既存のネットワークの連携を強化し、新規ネットワークの構築を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者見守りネットワーク事業を計画に沿って実施するほか、民生委員との情報交換を通じ、センターの活動について周知を図る。 新たな団体との懇談会開催等、連携体制構築についての検討を行う。 地域密着型サービス事業所における運営推進会議への参加を通じ、連携体制の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の開催、見守りネットワーク事業の継続、地域密着型サービスによる運営推進会議への参加、ふれあい給食会への参加を通じ、民生委員や町会関係者等、地域とのネットワーク強化に努める。 地域ケア会議の開催、各種専門団体との懇談会や研修会の企画・参加等を通じ、専門職とのネットワーク強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議、高齢者見守りネットワーク事業の実施を通じ、民生委員や町会役員、在宅福祉委員との懇談会等により、相談、支援情報提供などの連絡体制を整えることで、ネットワークの構築を図る。 居宅介護支援事業所や介護サービス事業所、医療機関等との連携の強化を図る。 事業の実施を通じて、行政との連携を図りやすいよう基盤づくりを行う。今年度配置された家族介護支援員との連携を図り、迅速な対応に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス運営推進会議への参加 地域ケア会議の開催 民生児童委員定例会議への参加 各関係機関主催事業へ出前講座として講師を派遣

(2) 総合相談支援業務

差し替え

	あさひ	こん	厚生院	西堀	よろこび	社協
実態把握	<p>台帳作成件数:993件</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域のネットワーク基盤を活用し、高齢者の変化に迅速に気づき情報を共有することで、的確な時期に実態把握を行える体制づくりを目指す。 在宅高齢者等保健福祉サービス利用者のモニタリングや各種事業を通じての実態把握を進める。 過去1年間で代行申請の依頼を受けたがサービスは未利用のケースについて、モニタリングを実施し、必要があればサービス利用につなげる。 	<p>台帳作成件数:2,407件</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の生活場面へ出向き、面接により実態把握を行う。 高齢者見守りネットワーク事業を通じたアウトリーチにより、実態把握を行う。 高齢者の生活実態から、本人や地域の強みを見い出す。 効果的・効率的な実態把握に必要なスキルを全職員が身につける。 	<p>台帳作成件数:2,376件</p> <ul style="list-style-type: none"> 函館市在宅高齢者等サービス利用者の実態把握。 高齢者見守りネットワーク事業による実態把握。 介護予防支援・二次予防事業利用者についての定期的な実態把握。 地域・民生委員との連携による実態把握。 	<p>台帳作成件数:3,273件</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険更新時、モニタリング実施時、状態変化時に実態把握を行い、予防支援事業やその他の支援を継続する。 高齢者見守りネットワーク事業による実態把握。 在宅高齢者等サービス利用者のモニタリングによる実態把握。 各種事業の実施において、外部での活動を行った際に、実態把握を行い、必要時支援を行う。 センターで把握する要介護高齢者への継続的な実態把握。 	<p>台帳作成件数:811件</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の高齢者の相談機関として、利用しやすい環境体制を確立し、つながりが絶えないコミュニティを形成し、地域住民から情報を提供してもらえよう、センターの機能の充実を推進する。 高齢者見守りネットワーク事業や在宅高齢者等サービス利用者への支援を通じて実態把握を行う。 要介護認定を受けながらサービスを利用していない対象者に対し、定期的な電話や訪問を実施する。 	<p>台帳作成件数:617件</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者見守りネットワーク事業の実施による実態把握。 在宅高齢者等サービス利用者のモニタリングによる実態把握。 民生委員や町会をはじめとした関係機関等からの情報提供に応じて、随時戸別訪問を実施。 圏域の高齢者宅を随時訪問し、実態把握を行う。 函館市社会福祉協議会各支所と地域の高齢者の情報を共有し、効果的・効率的に実態把握を行う。
総合相談	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップサービスが実現できるよう、地域の社会資源等の情報を収集し、訪問を原則として生活状況に応じた支援を行うことで、信頼される体制づくりを強化する。 他センターへの相談が必要な場合は、新たな相談機関の情報と理由を説明し、了解を得たうえで紹介し、必要であればモニタリングを継続する。 社会資源の情報を整理し、必要な情報を相談者に的確に提供できるよう整備しておく。 	<ul style="list-style-type: none"> 新規相談対応のための職員を輪番制で配置し、夜間および休日には携帯電話への転送により相談に応じるなど、24時間365日の相談体制を確保する。 緊急性については、複数職員または多職種で判断する。 自立支援、権利擁護の視点をもって相談援助を行い、地域の多様な社会資源の活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 電話・来所・訪問等による相談受付の実施や、相談内容の的確な把握、介護保険・函館市在宅高齢者等サービス等について関係機関と連携し、適切な調整を実施するなどして、総合相談を適切に実施する。 本体・ランチ間での情報共有の徹底や、センター全体の対応力向上に向けた事業所内での勉強会等の実施、近隣町会や民生委員との懇談体制の構築、地域ケア会議の開催により、相談体制強化への取り組みを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ミーティングや権利擁護モニタリング判定会議における困難事例の共有により、支援の方向性の検討や確認を行い、職員のスキルアップと個々の力量の平準化を目指す。 総合相談コーディネーターを配置することで、窓口を一元化し、関係機関との連携をスムーズに行う。 総合相談受付マニュアル、在宅高齢者サービスマニュアルの更新と周知を行うほか、地域の社会資源の情報整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体と定期的な懇談を図り、相談対応体制の充実に努める。 相談内容に応じて、事業所内での解決が困難な場合、または、他機関の協力の必要性が考えられる場合は適切な機関へ紹介する。 自主研修会開催や外部研修会への参加を通じ、相談援助職としてのスキル向上、知識の習得を図る。 地域における多様なニーズの把握や社会資源の整理、開発を行う中で、地域課題や個別課題を抽出し、関係団体と解決に向けていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ネットワーク構築業務を通しての関係機関との連携を強化する。 職員の相談対応技術等に関する技能向上を図るため、各種研修会等へ積極的に参加する。 ランチについては、地域に根ざした相談受付窓口としての役割を明確にし、センターが行う業務への円滑な引き継ぎや、積極的な協力を行う。
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌の発行(年2回) 出前講座や各種事業において、センターの役割について説明する。 権利擁護業務や介護保険制度についても啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌の発行(年3回) センターの役割や相談方法、介護技術、函館市保健福祉サービス、認知症、高齢者虐待防止、消費者被害、地域ケア会議、各種事業の開催案内や実施報告、地域包括ケアの推進に関する情報等を、広報誌やリーフレット、出前講座等を通じて広報する。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌の発行(年2回) 広報誌の掲載等ホームページを活用し、活動内容等について広報を実施。 高齢者虐待、成年後見制度、消費者被害、在宅高齢者等福祉サービス等のテーマについて、地域での出前講座を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機関紙発行(年3回) ホームページを活用し、センターの業務や活動内容を周知する。 高齢者見守りネットワーク事業の実態把握対象者へ、センターの業務や活動内容を周知する。 ふれあい給食会や出前講座等、地域での活動を行う際に、センターの業務や活動内容を周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 機関誌発行(年2回) パンフレットを作成し、地域住民や民生委員、町会等へ配付する。 サポーター養成講座を通じた認知症ケアの啓蒙・普及をする。 健康づくり教室、高齢者見守りネットワーク事業において、センターの役割を周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> センター独自の広報誌やチラシ等を作成し、関係機関および公共施設に配付するほか、函館市社会福祉協議会の広報媒体を有効に活用し、センターについての周知を行う。 民生委員児童委員協議会定例会に参加し、活動内容等の周知を行う。 出前講座等の各種事業において、センターの役割や介護保険制度、介護用品や介護技術、成年後見制度や消費者被害等について啓発を行う。

(3) 権利擁護業務

	あさひ	こん	厚生院	西 堀	よろこび	社 協
権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護の支援が必要と判断される場合は、関係機関と連携した支援を行う。 センター内や他センターの社会福祉士と情報交換や事例検討を行い、対応方法についての分析を行う。 要援護高齢者対策事業の実施を通じ体制構築を図り、虐待対応支援マニュアルを活用しながらセンター内で協議し対応に生かす。 事業の実施を通して、成年後見制度や消費者被害の防止等、権利擁護に関する普及・啓発活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 多職種での検討や各種ネットワークの活用、函館市高齢者虐待対応支援マニュアルに即した対応等により、課題重複ケースへのチームアプローチを推進する。 広報活動や地域ケア会議の開催、事例検討や学習会の開催を通して、早期発見・見守りネットワークの構築や保健医療福祉サービス介入ネットワークの充実、関係機関介入支援ネットワークの活用を行う。 広報活動や学習会・地域ケア会議の開催により、権利擁護に資するフォーマルサービスの周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護事業の実施にあたっては、行政や各関係機関との迅速・適切な連携および調整を行う。 センター内での事例検討の実施や函館市高齢者虐待対応支援マニュアルについての勉強会の実施、社会福祉士部会での事例報告のセンター内での活用、圏域内の事業所を対象とした研修会の開催等により、支援体制の構築と対応力の向上を図る。 広報誌発行や出前講座を通して、高齢者虐待、成年後見制度、消費者被害に関する啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待対応については、函館市高齢者虐待対応支援マニュアルを活用し、速やかに函館市と連携し、情報収集や事実確認を行い、迅速かつ円滑に対応を行う。 その他の権利擁護業務についても、センター内ミーティングを開催し支援の方向性を検討し、迅速かつ円滑に対応を行い、定期的にモニタリングを行いながら支援を継続する。 高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度をテーマとした講座を開催する。(年1回) 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待対応は、高齢者虐待対応支援マニュアルを活用し、早期対応、支援終結に努める。また、センター内で情報共有し、課題解決に向けて適切な関係機関との連携、制度活用を実施する。 函館市要援護高齢者対策ネットワーク協議会をはじめ、各種協議会への参加により、権利擁護に関わるネットワークの構築を図る。 センター内、社会福祉士部会にて事例紹介を行い、支援方法や社会資源活用について、情報共有と分析を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待の相談・通報を受理した場合には、高齢者虐待対応支援マニュアルを活用し、市と連携し、円滑で迅速な支援を行う。 権利侵害が疑われる事例や困難事例を把握した場合、速やかに実態把握を行うとともに、情報を分析し、他職種や関係機関と連携し、適切に支援を行う。 地域住民に対する権利擁護業務についての周知を行うとともに、民生委員や町会との連携を密にし、消費生活センターや駐在所と情報共有を図るための体制を構築する。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

	あさひ	こん	厚生院	西 堀	よろこび	社 協
体制構築	<p>ケアプラン指導研修開催回数:5回(合同研修2回, 圏域内3回)</p> <ul style="list-style-type: none"> 西部圏域の居宅介護支援事業所等との懇談会を開催し、事例検討等の学習会や情報交換を継続し、ネットワークを形成する。今年度は、主任介護支援専門員との関係強化を行う。 地域における包括的・継続的なケアを実施するために、介護支援専門員等と関係機関の連携を支援する。 地域資源の確保が出来るように居宅介護支援事業所との情報交換を随時行う体制を構築するほか、社会資源の情報を随時居宅介護支援事業所に還元する。 	<p>ケアプラン指導研修開催回数:4回(合同研修2回, 圏域内2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家族親族に課題があるケース、権利擁護のケースをテーマに、圏域の居宅介護支援事業所を対象とした事例検討会を開催するほか、主任介護支援専門員の交流・学習会や他職種交流・学習会の開催、ニューズレターの発行等により、圏域内の医療介護専門職の連携や資質向上を目的としたネットワークを築く。 認知症のある人の在宅生活継続、住まいの住み替え、医療と介護の連携の課題と解決例を重点テーマとする。 	<p>ケアプラン指導研修開催回数:7回(合同研修2回, 圏域内5回)</p> <ul style="list-style-type: none"> 懇談会・研修会の開催や、ケース支援を通じての連携、共同作成したサービス情報一覧の更新、主任介護支援専門員との事例検討会、地域ケア会議の開催等により、介護支援専門員との連携体制構築に向けた取り組みを行う。 研修会や事例検討会の開催により、介護支援専門員の資質の向上に向けた取り組みを行う。 地域ケア会議の開催により、地域との連携体制の構築に向けた取り組みを行う。 	<p>ケアプラン指導研修開催回数:4回(合同研修2回, 圏域内2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待と支援困難事例をテーマに圏域の居宅介護支援専門員を対象とした事例検討会を開催し、地域におけるネットワークの構築・活用を図る。 事例検討会の開催にあたっては、主任介護支援専門員と連携し、支援ケースのアンケートを実施し、分析・分類整理をする。 	<p>ケアプラン指導研修開催回数:3回(合同研修2回, 圏域内1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ともにスキルアップをし、交流を図るため、圏域内の介護支援専門員を対象とした懇談会や事例検討会を開催する。 行政、病院等関係機関とのネットワーク構築を図る。 地域の保健・医療・福祉サービス等に関する情報やインフォーマルサービスに関する情報の収集と提供を行う。 主任介護支援専門員との情報交換、困難事例やケアプラン等についての指導・助言を通し、ネットワークの構築を行う。 	<p>ケアプラン指導研修開催回数:3回(合同研修2回, 圏域内1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議を定期開催し、支援を必要とする高齢者に係る情報交換を行い、他職種で支援方法を検討することで、包括的かつ継続的なケアマネジメント体制を構築する。 ケアマネジメント技術の向上を図るため、圏域内の介護支援専門員を対象に、困難事例への対応についての研修会を実施する。 利用可能な介護保険事業所や新たに把握された社会資源等の情報について、随時圏域内の居宅介護支援事業所に情報提供できる体制を構築する。
個別支援	<ul style="list-style-type: none"> 困難事例の検討や主治医への連絡調整など、個々の介護支援専門員への支援窓口を随時開設し、相談・助言を行う。 必要に応じて、利用者宅への同行訪問や関係機関との調整を図る等、介護支援専門員が困難と感じている内容について支援するとともに、困難ケースを抱える介護支援専門員の資質向上の支援を図るために地域ケア会議を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の開催や、個々の介護支援専門員からの相談が寄せられやすい環境を整備することで、介護支援専門員に対する日常的個別相談への対応、困難事例等への助言を行う。 環境整備のために、介護支援専門員の抱える課題を把握するとともに、センターでの個別支援事例を情報提供し、ニーズの共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎日、介護支援専門員からの相談受け付け担当職員を常駐できる体制を整える。 支援を必要とする事例のカンファレンスへの参加、同行訪問を実施する。 各種研修会への参加やセンター内での勉強会の実施、主任介護支援専門員部会での事例研究の推進により、介護支援専門員支援の対応力の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の介護支援専門員への支援や相談の窓口であることを、研修会や事例検討会で啓蒙・周知する。 支援困難ケースの把握に努め、担当者会議を開催し、介護支援専門員の後方支援を行う。 センター内での事例検討やコアメンバーによるカンファレンスの開催等により、介護支援専門員への個別指導、支援強化のための質の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当地域の介護支援専門員の相談業務を行う。 支援困難事例への後方支援を行う。 個別のケアプラン作成指導、困難事例等の相談や同行訪問、担当者会議等への参加を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員からの個別相談を随時受け付け、必要に応じて、ケース検討や同行訪問、指導・助言を行う。また、地域ケア会議に参加する介護支援専門員との情報交換を積極的に行い、支援を必要とするケースの把握に努めるとともに、後方支援を行う。 介護支援専門員への適切な個別支援を円滑に実施できるよう、必要なスキルアップ研修を受講し、資質向上に努める。

3 任意事業

(1) 介護家族支援事業

	あさひ	こん	厚生院	西堀	よろこび	社協
家族介護教室	<p>家族介護教室開催回数:2回</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護者自身のQOLが保障され、ストレスを溜めることなく家族介護を継続できるように支援するため、家族を介護している方や地域住民等を対象に、施設見学、社会資源についての学習会、リフレッシュ活動、認知症サポーター養成講座等を実施する。 介護者の身体にかかる負担を軽減できるように、広報誌等で介護技術や福祉用具の活用方法について周知する。 職員の援助技術の向上のため、内部研修や事例検討を開催する。 	<p>家族介護教室開催回数:2回</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅において介護している家族を対象に、本人と介護者にとって安全な身体介助技術の指導をテーマに学習会を開催する。 家族対象の講座等の情報を、民生委員や在宅福祉委員を通じて提供したり、広報誌やパンフレットにおいて介護技術や相談窓口を周知するなど、家族介護支援の必要性や介護技術等の啓発を行う。 市の家族介護支援員と連携する。 	<p>家族介護教室開催回数:2回</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅で介護を行っている方等を対象に家族介護教室を開催し、介護に関する知識や技術の周知を行う。 広報誌やパンフレット等により、介護用品や介護技術等の介護知識の周知を図る。 窓口対応の強化や、家族介護支援に関する制度等の情報共有、市の家族介護支援担当者との連携により、家族介護相談の対応体制を構築する。 認知症サポーター養成講座や出前講座を実施し、地域で介護家族を支援する体制を作る。 	<p>家族介護教室開催回数:2回</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者を介護している家族や近隣の援助者等を対象に、介護方法や効果的な記録方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術の習得などの観点から家族介護教室を開催する。 広報誌を活用し、介護に関する知識や技術の啓発活動を行う。 	<p>家族介護教室開催回数:2回</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護家族を対象に、介護に関する助言、情報共有を行い、介護者の心理的な負担の軽減ができるような教室を開催する。教室開催にあたっては、将来的に介護者となりうる若年層や地域の見守り体制も視野に入れる。 認知症になっても安心して暮らせる街づくりを目指し、認知症サポーター養成講座を開催する。 	<p>家族介護教室開催予定:2回</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民団体や当事者団体を対象に、家族介護教室を開催する。 函館市社会福祉協議会各支所と協力し、地域住民や関係団体等へ効果的に周知する。 住民団体や当事者団体、若年層や民間企業従事者を対象に、認知症サポーター養成講座の開催等で、介護知識に関する啓発活動を行う。

(2) 住宅改修支援事業

	あさひ	こん	厚生院	西堀	よろこび	社協
住宅改修プラン作成	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク構築や広報活動の実施において、地域住民・住宅改修に対する周知を図る。 適切な実態把握を行い、個々人の生活に合った住宅改修に繋げる。 	<ul style="list-style-type: none"> 心身状態や家庭生活、住環境を適切にアセスメントし、住宅改修工事の助言や住宅改修費支給申請に係る理由書を作成する。 広報誌への掲載や出前講座の開催を通して、地域住民に対し、住宅改修や福祉用具に関する知識や制度を紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> 実態把握、アセスメントをもとに、必要な住宅改修についての相談、調整を行い、適切な住宅改修に向け、必要に応じて、PT・OT等専門職との連携を実施する。 利用者・家族への情報提供を的確に行い、業務の標準化・効率化を行うことで、住宅改修支援体制の強化を図る。 広報誌の発行や出前講座を通じ、住宅改修に関する啓発を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係者、福祉用具事業者、施工業者等と連携し、住宅改修を行おうとする高齢者や家族へ適切な助言を行うとともに、住宅改修の申請に係る理由書の作成を行う。 出前講座や機関誌で介護保険制度による福祉用具購入、福祉用具貸与、住宅改修の啓発活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 機関誌やパンフレットの活用による制度理解の周知や住宅改修の申請に係る理由書等の作成を実施する。 住宅改修全般に関する相談に対し、助言や介護保険制度の説明を行い、利用に結び付ける。 住宅改修業者などの関係専門職種間と連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当介護支援専門員のいない要介護者、要支援者の申請に係る利用書を作成する。 住宅改修以外のサービス利用の必要性の有無についても専門的な観点で、多職種も含め対応の検討、必要な支援を行う。 パンフレット等を用いて住宅改修に関する啓発を行う。

(3) 保健福祉サービス等利用調整

	あさひ	こん	厚生院	西堀	よろこび	社協
利用調整	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク構築や広報活動において、効果的なサービス利用について周知を図り、さらに、介護支援専門員や他機関と連携することで、適切なサービスの利用につなげる。 定期的なモニタリングを実施することで、必要に応じたサービスの利用調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動やネットワーク構築活動において、保健福祉サービス制度を周知する。 実態把握時の適切なニーズ把握やモニタリングの実施を行い、適切なサービス利用調整を行う。 事業所等との連携を強化し、継続利用者の適切で効果的なサービス利用を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングを積極的に実施し、サービス内容の見直しを行うことで、状況を的確に把握し、適切なサービス調整を行う。 広報誌発行や出前講座実施を通して、在宅高齢者等サービスに関する啓発を実施する。 実態把握業務や高齢者見守りネットワーク事業を通じ、対象者に安心ボトルの配付を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングを計画的に行い、利用者の状況を的確に把握し、サービス内容の見直し等調整を行う。 出前講座や機関誌で、在宅高齢者等サービスの周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員や在宅福祉委員と連携を保ち、サービスが必要と考える高齢者の把握がスムーズに行われるようにする。 相談があった場合には、実態調査を行い、サービスの利用調整を行う。 モニタリングの際、必要時ケアプラン作成等の変更手続きを行う。 機関誌の発行や出前講座等により、広域的な周知を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 社協各支所実施事業と連携を図り、効果的に各種サービスの周知や利用希望者の把握、利用調整を行う。 サービス利用者の実態把握及びモニタリングを実施する。 出前講座開催時や民生児童委員協議会定例会開催時等に周知を行うことで、制度活用を図る。

(4) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

	あさひ	こ ん	厚生院	西 堀	よろこび	社 協
健康づくり教室	<p>教室開催回数: 12回×2会場</p> <ul style="list-style-type: none"> 末広町および他1会場(未定)で教室を開催する。 運動機能向上, 口腔・栄養改善についてのプログラムを町会等の単位で実施する。 平成25年度に新規教室として実施した弥生町と豊川町の教室に対し, 自主活動として継続できるように支援し, 定期的なフォローアップ教室を開催する。 平成24年度以前の新規教室に対しても, 必要時側面的な支援を行う。 	<p>教室開催回数: 12回×3会場</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育大学函館校, 柳町道営住宅団地, 上新川町会館で教室を開催する。 運動種目を中心とし, 認知機能維持のねらいを含めた料理教室やウォーキング企画も取り入れる。 平成25年度に新規教室として実施した柏木町の教室にて, フォロー教室を開催する。 平成24年度以前の新規教室の自主活動を支援する。 	<p>教室開催回数: 18回×2会場</p> <ul style="list-style-type: none"> 会場は未定だが, 2会場で教室を開催する。 運動実践のほか, グループワークでの健康についての振り返りや, 専門職の講話, レクリエーション, 調理実習等を行う。 平成25年度に新規教室として実施した湯川温泉町会, 湯浜町会, 榎本町会にて, フォロー教室を開催する。 	<p>教室開催回数: 18回×2会場 12回×1会場</p> <ul style="list-style-type: none"> 会場は未定だが, 3会場で教室を開催する。 介護予防に対する意識を高め, 自立した生活の継続と社会参加の促進の助長を図るため, 健康づくりに関する活動の体験や知識の普及を行う。 平成25年度に新規教室として実施した教室でフォロー教室を開催する。 	<p>教室開催回数: 12回×2会場</p> <ul style="list-style-type: none"> 桔梗西部地区と港北部町会で教室を開催する。 運動, 口腔, 栄養の講話を交え, 健康づくりに関する活動の体験や知識の普及に努める。 平成25年度に新規教室として実施した北浜町会と亀田港町会でフォロー教室を開催する。 平成24年度以前の新規教室に対して, 必要時情報提供等を行う。 	<p>教室開催回数: 12回×2会場</p> <ul style="list-style-type: none"> 浜町と日ノ浜町で教室を開催する。 専門職の講話や調理実習, 運動実践, レクリエーション等を実施する。 平成25年度に新規教室として実施した小安町と古部町でフォロー教室を開催する。

4 地域包括ケア推進事業

	あさひ	こ ん	厚生院	西 堀	よろこび	社 協
地域ケア会議	<p>個別課題解決機能開催回数: 5回 地域課題発見機能開催回数: 2回</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別ケースの地域ケア会議にて抽出された地域の課題について, 地域住民や地域組織, 民間企業, 福祉医療関係者で協議することで, 地域住民同士がお互いに関心を持ち合えるような地域づくりを行う。 課題解決に向けては, 必要な社会資源を利用し, 不足しているものについては開発を行う。 問題解決に向けて新たな施策等が必要な場合, 行政に対して課題の提言を行い, 政策形成に結びつけていき, 地域の問題が解決できるシステム構築へとつなげる。 	<p>個別課題解決機能開催回数: 11回 地域課題発見機能開催回数: 5回</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合相談やケアマネ支援ケースから個別課題解決機能のケースを抽出する。 地域課題解決機能は, 第6期介護保険事業計画や介護保険制度改定, 診療報酬改定等を参照し, 圏域における地域包括支援ネットワーク構築に必要なテーマをとりあげ実施する。 個人情報保護に配慮したうえで, 広報誌やリーフレット, 介護支援専門員の交流会等を活用し, 地域へ会議開催報告を行う。 	<p>個別課題解決機能開催回数: 13回 地域課題発見機能開催回数: 6回</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別課題解決機能は, 「選定する事例の抽出に関する要点」をまとめ, センター内や居宅介護支援事業所へ会議の活用を促すほか, 平成25年度に開催した事例のうち継続して開催が必要なケース, 地域から相談を受けたケースから事例を選定し実施する。 地域課題発見機能は, 「安否確認」をテーマに, 地域住民や地域で活動する多職種と考える機会を持ち, 非常時により円滑に不安なく連携を図ることが出来ることを考慮するとともに, 今後の地域包括ケアの推進を目指す。 	<p>個別課題解決機能: 17回 地域課題発見機能: 8回</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別課題解決機能は, 総合相談支援や介護支援専門員個別支援, 支援困難ケース等から事例の選定を行い, 他職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって, 高齢者の課題解決を支援するとともに, 介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。 地域課題発見機能は, 民生委員8方面を単位とし, 平成25年度の地域ケア会議から, 地域の特徴や課題を整理したうえで, 各方面会長と相談し, 抽出された課題に対して地域ケア会議を開催する。また, 資質向上を図るため, 事例検討会や研修会等を開催する。 地域ケア会議開催により, 医療・保健・福祉の専門職種, 民生委員や町会関係者, その他の高齢者支援機関等との連携・協働によりネットワークの構築の維持, 強化に努める。 	<p>個別課題解決機能: 4回 地域課題発見機能: 2回</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別課題解決機能は, 圏域内では他職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって, 高齢者の課題解決・介護支援専門員の自立支援・地域の実情に応じた地域づくり, 資源開発機能へ発展させていく。また, 地域ケア会議開催の際は, 地域ネットワーク構築・困難事例への対応・包括的継続的ケア体制の構築等も連動する。 地域課題発見機能は, 圏域内の桔梗町と港町の市営団地で, 高齢者の実態把握や課題発見・解決を図り, 地域関係機関等の相互連携を高めてネットワークを構築することを目的に開催する。桔梗町については, 前年度に認知症をテーマに個別課題解決機能の地域ケア会議を実施し, 地域の課題が見えてきたため, 民生委員や地域住民を対象に, 「認知症を理解して地域で暮らせる街づくり」をテーマに実施する。 	<p>個別課題解決機能: 8回 地域課題発見機能: 4回</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・介護・福祉・行政等に関する関係機関の専門職種を招集し, それぞれの職種で得た情報・知識・技術などを相互に提供し活用することで, 支援を必要としている高齢者や家族等に, サービスが包括的・継続的に提供されるような地域包括ケア体制を構築することを目的に地域ケア会議を開催する。 個別課題解決機能では, 多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって, 高齢者の課題解決を支援するとともに, 介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めることを目的に, 旧戸井町圏域(年6回), 旧恵山町圏域(年12回), 旧榎法華村, 南茅部町圏域(年6回)実施する。 地域課題発見機能では, 個別課題分析等を積み重ねることにより, 地域に共通の課題を浮き彫りにし, 解決策を検討することを目的に, 各圏域(旧戸井町, 恵山町, 榎法華村, 南茅部町)年1回ずつ実施する。